

全実協 2019 第 81 号 2020 年 3 月 30 日

一般財団法人全国大学実務教育協会 会員校代表者各位

> 一般財団法人全国大学実務教育協会 事務局長 竹田 貴女



実践キャリア実務士他 12 資格認定規程の一部改正について (お知らせ)

拝啓 平素から本協会の運営につきまして何かとご高配を賜り心から感謝申し上げます。 さて、ご承知のとおり会員校の皆様のご協力により、ほとんどの資格について資格到達目標を定めるという改革を終え、実行してきていただいております。今般、情報処理士、上級情報処理士について時代にマッチした内容に改めた際、下記のとおり規程の内容を一部改正しました。その内容について、他の資格についても同様の改正を行うことにいたしました。なお、資格の取得や手続き等には変更はありませんので、ご承知おきください。改正後の規程については、本協会のウェブサイトをご覧ください。ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

貴学のますますのご発展を祈念申し上げます。

敬具

記

- 1. 資格教育課程(第3条)の開設単位を「原則として大学単位」から、「原則として、大学又は学部・学科単位」に改めました。
- 2. 教員の配置(第4条)について、実践キャリア実務士、ビジネス実務士、上級ビジネス 実務士、秘書士、上級秘書士、プレゼンテーション実務士については、「資格教育課程責 任者として専任教員1名を配置」すればよいことにいたしました。
- 3. 資格授与要件(第11条)の表を「領域・資格到達目標の区分、開発する能力、必修修 得単位数、総修得単位数」に改めました。また、「大学及び大学以外の施設(大学附置教 育センター、高等学校、企業等)における学修のうち到達目標を達成するものとして大学 が認定するものは資格の単位として取り扱うことができる。」を追加しました。
- 4. いずれも施行日を2020年4月1日としました。

以上

Japan Association of University and College for Business Education
Daisan-Togo-Park Bldg 2F,4-2-12 Kudan-Minami Chiyoda-ku,TOKYO 102-0074 JAPAN
Tel:03-5226-7288 Fax:03-3263-8633